



米国でファイナンシャル・アドバイザーのサービス、アドバイスの付加価値、フィーとしても大きいタックス・マネジメント

米国ではファイナンシャル・アドバイザーが個人客等に提供するサービス、アドバイスの価値として、タックス・マネジメント/tax management/税務業務が大きい(2018年11月26日付日本版ISAの道 その247～URLは後述[参考ホームページ]①参照)。

最も基本的な所で言えば、客の口座で売却益が出て課税されそうな株式・投信等があれば、含み損のある株・投信等を売却して損出しをし、損益通算により税額を抑える「タックス・ロス・セリングもしくはタックス・ロス・ハーベスティング」である。こうしたタックス・マネジメントが米国ではファイナンシャル・アドバイザーのラップ口座やSMA等を含む投資顧問業務の大きなメリットとなり、大きく拡大しており、そこで活用される投信も拡大している(2018年9月18日付日本版ISAの道 その237～URLは後述[参考ホームページ]②参照)。

日米の税理士比較

2018年11月30日現在

		 日本 日本の税理士	 米国 税務業務は税理士/登録代理人 /Enrolled Agents/EA/EAS
1	税務業務	独占業務 (※1参照)	非独占業務 (※2参照)
2	税理士試験	受験資格・登録資格	あり (※3参照)
3		受験日・合格発表日	なし
4		合格率/Pass Rates	毎年8月に受験、 12月に合格発表
5		不要 (弁護士、公認会計士、試験免除者)	5月～翌2月に受験(不合格でも4回可)、 試験終了直後に合格発表
6	開業者数	登録者数77327人中、38221人(49%) (※4参照)	Part1: 61%, Part2: 65% Part3: 86%、 平均69%(～2018年2月)
7		有資格者	約53700人
8		無資格者	なし
	年代別・男女別比率	60歳以上が半分以上、50歳以上が7割以上 男性86%・女性14%	約7万人(確定申告代行者/tax preparers)
			44歳以下が半分以上、54歳以下が7割以上、 男性56%・女性44%

※1: 日本で出来る税務関連…日本では「税理士資格を有しないFPが、個別具体的な税務相談に応じることは、たとえ無償の行為であっても税理士法に抵触する。」と言う事だが、「一般的な税法の解説をするには、具体的な納税義務に係わる税務相談に応じたことにはならない。したがって、国税庁のホームページの『確定申告書作成コーナー』を開いて友人に一般事例の入力方法を解説することは、税理士法に抵触しない。」のである(2017年度税理士試験で61.3%の占有率を誇る大原学園～https://www.o-hara.ac.jp/best/financ/pdf/txt_2kyu_gakka.pdf)。また「『税制改正の概要』というタイトルで講演することは、税理士業務に該当せず、税理士法に違反しない。」(同)でもある。

※2: 米国で税務業務を出来る者…(a)弁護士/Attorneys/lawyers、(b)公認会計士/Certified Public Accountants/CPA、(c)税理士/Enrolled Agents/EA/EAS、(d)登録年金数理士/Enrolled Actuaries、(e)その他/Others(*一時的に承認された場合など)、(h)政府職員及び一般職員/Government officers and employees、(i)州の職員及び一般職員(米財務省通達230号/Treasury Department Circular No. 230のセクション10.3/ § 10.3～ <https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/pcir230.pdf>)。その為、米国では、規制の無い無登録、無資格の確定申告代行者/unregulated tax preparers(後述※1参照)が約7万人いると言う(2017年10月19日付 CNNMoney「Trump's tax plan isn't as big of a threat to H&R Block as he says」～<https://money.cnn.com/2017/10/19/pf/taxes/trump-tax-plan-and-tax-preparers/index.html>)。米国と日本では大きな差があり、「日本では、税理士法により有償無償を問わず税理士の独占業務となっている税務申告、税務代理が、米国では何の資格も無く、開業登録を申請することで可能となっています。」(東京税理士会「米国におけるEA制度の実態」http://www.tokyozerishikai.or.jp/tax_accountant_international/usa/4/ea1.html)となる。

※3: 日本の税理士は米国税理士/EAとは違い、受験資格として大学や専門学校で法学または経済学を履修した者もしくは簿記1級/上級合格者等である(国税庁～<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishihiken/zeirishi.htm>)。やはりEAとは違い、登録資格もあり、会計に関する事柄などに従事した期間が通算2年以上(試験合格の前後は問わない)。

※4: 日本の税理士は公認会計士、弁護士、そして試験免除者で試験が(全部もしくは一部)免除され税理士になる場合もある(詳細は国税庁「試験科目の免除について」～<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishihiken/qa/qa06.htm>)。試験免除者として大学院修士または博士や国税従事者は試験が(全部もしくは一部)免除され税理士となる。登録者数中、試験が不要だった者は、2017年度で71%(会計士19%、弁護士2%、免除者50%)、2018年3月31日現在で49%(会計士12%、弁護士1%、免除者36%)。

※5: 会計士も弁護士も免除されないが、5年以上の決められた経験のあるIRS職員は免除される。

(出所: 日本は国税庁、米国は内閣歳入庁/IRS・全米税理士協会/NAE・プロメトリック/Prometric社の資料を参考に三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

しかし、いくらアドバイスの価値として、タックス・マネジメント/税務業務が大きいと言っても、**日本では、有償無償問わず、税務業務、より具体的には「税務代理、税務書類の作成、税務相談」は税理士しか出来ない独占業務だ**(1951年制定の税理士法、国税庁「非税理士により行うことが禁止される税理士業務」～URLは後述[参考ホームページ]③参照)。要は「**日本では、税理士法により有償無償を問わず税理士の独占業務となっている税務申告、税務代理が、米国では何の資格も無くて、開業登録を申請することで可能となっています。**」(東京税理士会～URLは後述[参考ホームページ]③参照)となる。

日本では税理士資格を持たないFPや投信・保険の販売会社の外務員は、個別具体的な税務業務はせず、**一般的な税法の解説や講演にとどまるタックス・マネジメントしか出来ない**(後述※1、※2参照)。結果、米国でアドバイスの価値として比重の高いタックス・マネジメントが日本では難しくアドバイザリー・フィーも徴収しにくくなる。以下で日米の個人向けのタックス・マネジメントの大きな違いを前頁「日米の税理士比較」を見ながら見ていく。

米国ではタックス・マネジメント/税務業務が税理士独占業務ではなく、CPAや弁護士から無資格者までもが個人に提供出来、個人は多くの選択肢を持ち、アドバイザーはフィーを正当化出来る

米国にも税理士/登録代理人/Enrolled Agents/EA/EASがいる。ただこのEAは税務業務のエキスパートと言えるが、日本の様な独占業務ではない。 米国で税務業務を出来る者は下記の通り(米財務省通牒230号～URLは後述[参考ホームページ]④参照)。

<米国で税務業務を出来る者>



- (a) 弁護士/Attorneys/lawyers
- (b) **公認会計士/Certified Public Accountants/CPA**
- (c) **税理士/Enrolled Agents/EA/EAS**
- (d) 登録年金数理士/Enrolled Actuaries
- (e) その他/Others(*一時的に承認された場合など)
- (h) 政府職員及び一般職員/Government officers and employees
- (i) 州の職員及び一般職員

(出所: 米財務省通牒230号/Treasury Department Circular No. 230のセクション10.3/§10.3～

<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/pcir230.pdf> より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

ちなみに、「**世界で税理士が公認会計士とは別に設けられているのは、日本以外ではドイツと韓国だけ。その両国も会計士には税理士資格は自動付与されており、日本では必要になっている税理士登録は不要だ(編集部注:税理士の名称で業務を行う場合は必要)。会計士の資格だけで税務を行えることになっている。**」(2013年12月3日付日経ビジネスオンライン～URLは後述[参考ホームページ]⑤参照)。「**多くの欧米の先進国には、税理士という資格自体が存在しておらず、公認会計士が税務業務も行うというのが国際的には一般的なのです。また、アメリカにも、一応米国税理士という資格がありますが、米国公認会計士も米国弁護士も、特に米国税理士に登録しなくても税務業務を行える権限を持っています。**このように、公認会計士と税理士の位置付けについて、日本と非常に近い形態を採用している国は、ドイツと韓国のみというのが現状です。」(2014年3月13日付CPA会計学院～URLは後述[参考ホームページ]⑤参照)と言われている。

米国では、例えば、2017年12月22日に成立した税制改革法が複雑だった際、米国の富裕層は税務の相談をすべく専門家に殺到したと言うが、税の相談が殺到した専門家とは、公認会計士や弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー/FAだったのだ(2017年12月23日付 Bloomberg~URLは後述[参考ホームページ⑥参照])。

ただ FAがCPAや弁護士、EAなどと競合している訳ではない。FAがCPAやEAなどの資格を保有する事も少なくない。確定申告代行なら安上がりな無資格者に、損益通算代行ならロボット・アドバイザー/ロボアド/Robo-Advisory と言う事もあるだろうが、先に例示した様な税制改革への対応(施行前に迅速な行動が必要な場合もあり)など、無資格者やロボアドでは出来ない税務業務、不確実かつ複雑な税務業務がある。顧客は当然、信頼出来るCPAや弁護士、EA、もしくは、それらの資格を持つFAに税務相談をするべく殺到する。

この様な時、「確定申告代行で無料のサービスもある」や「ロボアドは年0.3%のフィー」などと言う主張が遠ざけられ、「年1%以上を正当化する」事が出来る(2018年10月29日付日本版ISAの道 その243~URLは後述[参考ホームページ⑦参照])。

2018年10月4日付 MarketWatch「ファイナンシャル・アドバイザーの異なるタイプのすべて/These are all of the different types of financial advisers」が、ニーズに応える異なるタイプのFAについて、よくまとめているので、それを和訳、補足、わかりやすくまとめたのが下記である。

<米国のファイナンシャル・アドバイザーの保有資格等で異なるタイプ>



- (1)サーティファイド・ファイナンシャル・プランナー/CFP/上級FP資格を持つファイナンシャル・アドバイザー/FA…包括的なファイナンシャル・アドバイスの提供を受けたい場合に良い。
- (2)税理士/EAを持つFA…税務アドバイスの提供を受けたい場合に良い。
- (3)PFS(*)を持つFA…CPAを信頼、そこから個人ファイナンシャル・プランニングの提供を受けたい場合に良い。
*PFS/Personal Financial Specialist/パーソナル・ファイナンシャル・スペシャリスト資格とは、公認会計士/Certified Public Accountants/CPA保有者が個人ファイナンシャル・プランニングをしたい場合に試験や経験により付加出来る専門資格。詳細はCPAの加盟する米国公認会計士協会/American Institute of Certified Public Accountants/AICPAのサイト(<https://www.aicpa.org/>)を参照の事。また日米公認会計士比較は後述※3を参照の事。
- (4)RIA/Registered Investment Advisers/投資顧問業者のFA…投資アドバイスの提供を受けたい場合に良い。
- (5)Rep/Registered Representative/登録証券外務員のFA…一般証券登録外務員試験「シリーズ7」(*投信等だけならシリーズ6)に合格しているだけの場合、投資アドバイスを提供していない。統一投資顧問法試験「シリーズ65」(*シリーズ6の上でアドバイザーをするならシリーズ66)に合格している場合は、投資アドバイスを提供する。
- (6)エスレート・プラン専門弁護士/Estate Planning Attorneyを持つFA…相続を含む長期的なファイナンシャル・アドバイス(エスレート・プランニング・アドバイス/estate planning advice)の提供を受けたい場合に良い。生前に

財産の名義を家族などに移す生前信託/リビング・トラスト/living trusts 作成や遺産税/estate taxes(**)の緩和や回避等のアドバイスの提供を受けたい場合に良い。

**遺産税は配偶者等相続人に分配される前に一括して課せられる税で相続税/inheritance taxes と異なる。

(出所: 2018年10月4日付 MarketWatch「ファイナンシャル・アドバイザーの異なるタイプのすべて/These are all of the different types of financial advisers」～ <https://www.marketwatch.com/story/these-are-all-of-the-different-types-of-financial-advisers-2018-10-04> より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

米国では、規制の無い無登録、無資格の確定申告代行者/unregulated tax preparers(後述※4参照)が約7万人いる(2017年10月19日付 CNNMoney～URLは後述[参考ホームページ⑧参照])。

ただ無資格者による税務業務について、EAの任意加盟団体である全米税理士協会/National Association of Enrolled Agents/NAEAは問題視してきた(URLは後述[参考ホームページ⑨参照])。2009年、オバマ民主党前政権下の米国の内国歳入庁/Internal Revenue Service/IRS(日本の国税庁に相当)が2011年から無資格者にも資格試験を課してIRSに登録させる事とした(「2011 IRS tax return preparer regulatory program」)。しかし、2013年1月18日、ワシントンDC地区連邦地方裁判所/U.S. District Court for the District of Columbiaが「IRSの税務申告書作成者案/Return Preparers Initiativeは、IRSの法的権限を超えている/IRS was really overstepping its statutory authority」として無効判決を下している(2013年1月19日付 Reuters～URLは後述[参考ホームページ⑩参照])。さらに、2014年にIRSはCPAや弁護士も含め、税務業務を規制しようとしたが(Tax Return Preparer Accountability Act of 2014)、またもワシントンDC地区連邦地方裁判所に無効とされた(2014年7月18日付 Forbes～URLは後述[参考ホームページ⑩参照])。



日本でも2011年6月末に日本税理士会連合会が「税理士になる公認会計士については税法に属する科目のうち、所得税法または法人税法のいずれか1科目の合格が必要とすべき」と主張、国税庁への税理士法改正提出を公表した事がある。日本では公認会計士・弁護士は税理士試験免除で、登録すれば税理士資格を得る事が可能だ。これについては2013年12月3日に2017年4月以後は公認会計士に対して税法の研修を義務付けると言う税理士法制度の見直しで合意して終わった。

米国は税理士試験で受験・登録資格が無く希望日時に年4回まで受験出来て合格率は69%! 日本は受験・登録資格があって特定日時に年1回しか受験出来ず合格率は17%!!(ただし試験免除者が大半)

米国の税理士/Enrolled Agents/EA資格は難しいのだろうか。確かに日本で税理士と言うと、「『難関国家資格』の上位に位置する資格」(2013年4月16日付週刊エコノミスト「食えない税理士・会計士」～URLは後述[参考ホームページ⑪参照])と言われており、その合格率は2017年度で「国税徴収法 11.6%～財務諸表論 29.6%、平均 17.0%」(国税庁～URLは後述[参考ホームページ⑪参照])。EAは州政府のCPAや弁護士と違い、連邦政府資格で、米国最古の公的資格でもある(IRS「Enrolled Agent Program」～URLは後述[参考ホームページ⑪参照])。

しかし、冒頭の「日米の税理士比較」でもわかる通り、日本の税理士よりはるかに合格が容易そうである。EAの試験「Special Enrollment Examination/SEE」は、まず、**学歴、国籍、居住地、実務経験等に制限が無い(登録においても無い。一応18歳以上で受験、21歳以上でIRS登録が可能)**。科目合格制(2年有効)で全3科目(1科目3時間半、どの科目から受験しても良い)、計10.5時間。全て4択問題で1科目100問、書く問題は無い。**毎年5月1日から翌2月28日まで10カ月の受験期間(*3・4月は試験更新により試験は無い)の月曜日から金曜日の朝から夜までで科目ごとに予約して(*通常午前9時からと午後1時から)受験出来る。科目を別の日に分ける事も可能だ。**予約についてはIRSから委託されている(IRSからハイパーリンクされる)米プロメトリック社/Prometric LLCのWebサイトにアクセス(URLは後述[参考ホームページ⑫参照]、希望試験日時を指定/クリックする。その後、希望の日時・場所でプロメトリック社の「プロメトリック試験センター」で受験する事となる。例えば、NY市だけで9ヶ所(マンハッタンだけで3ヶ所)あり、そこに設置されている(個人毎にパーティションで区切られている)PCを使い受験する(下記写真)。



(出所: プロメトリック社～URLは後述[参考ホームページ⑫参照])

合格発表は試験終了直後。不合格となってもこの受験期間に各科目各々4回受験可能(*4回不合格の場合は翌年の受験期間となる)。1科目に合格すればその後2年は有効なので、その後2年以内にその他2科目を合格すればよい(～URLは後述[参考ホームページ⑫参照])。

米プロメトリック社/Prometric LLCは米メリーランド州本社の会社だが、180ヶ国以上6000ヶ所の試験会場を運営している。日本にもプロメトリック試験センターはあり(URLは後述[参考ホームページ⑫参照])、日本証券業協会の外務員や日本FP協会のAFP、日本証券アナリスト協会の証券アナリスト基礎講座、そして米国の米国公認会計士/CPAや米国税理士/EAが日本で英語ではあるものの受験出来る。東京都の「御茶ノ水ソラシティアカデミア5F」や大阪市の「中津センタービル7F」で受け付けている(プロメトリック株式会社/Prometric Japan Co., Limited～URLは後述[参考ホームページ⑫参照])。英語での受験となり、日本人に厳しい様だが、それでも「**学習開始から4カ月～8カ月で全3科目合格を目指せます。**」(資格の学校TAC「資格情報/米国税理士[EA]」～URLは後述[参考ホームページ⑫参照])であり、米国を含むが、**米国の税理士/EAの合格率/Pass Ratesは「Part1: 61%、Part2: 65% Part3: 86%、平均69%」**(米プロメトリック/Prometric社～URLは後述[参考ホームページ⑫参照])。尚、試験免除は5年以上の決められた経験のあるIRS職員にある(IRS～URLは後述[参考ホームページ⑫参照])。

では日本の税理士はどうか? 米国税理士/EAとは違い、まず受験資格があり、大学や専修学校で法律学または経済学を履修した者もしくは簿記1級/上級合格者等となっている(国税庁～URLは後述[参考ホームページ⑬参照])。試験は科目合格制(生涯有効)で全5科目(1科目2時間)、計10時間。ここまではまだ米国と大きな差は無い。全国14ヶ所で試験が実施される(例: 首都圏の場合は東京都の早稲田大学もしくは立教大学、埼玉県の獨協大学)。ここから米国税理士/EAとの大きな違いとなるが、**日本の税理士試験は年1回で2018年は8月7**

日～9日の3日間で各々朝9時から5時前後まで3科目ずつ、そして、合格発表は12月14日と4カ月以上先となる。登録資格もあり、会計に関する事務などに従事した期間が通算2年以上(試験合格の前後は問わない)。 先述した通り、「**『難関国家資格』の上位に位置する資格**」(2013年4月16日付週刊エコミスト～URLは後述[参考ホームページ①参照])であり、合格率は2017年度で「**国税徴収法 11.6%～財務諸表論 29.6%、平均 17.0%**」(国税庁～URLは後述[参考ホームページ③参照])。

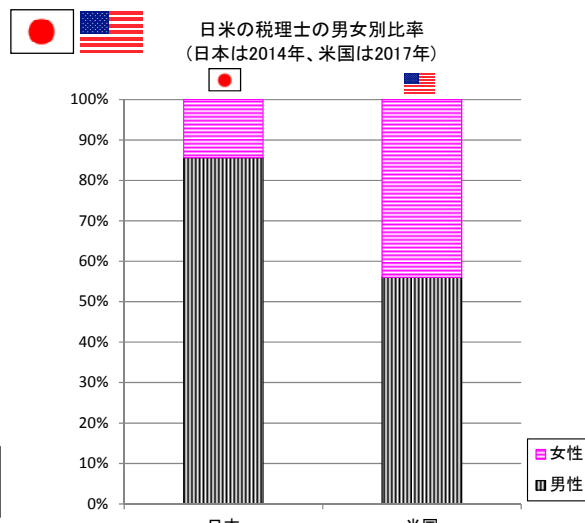
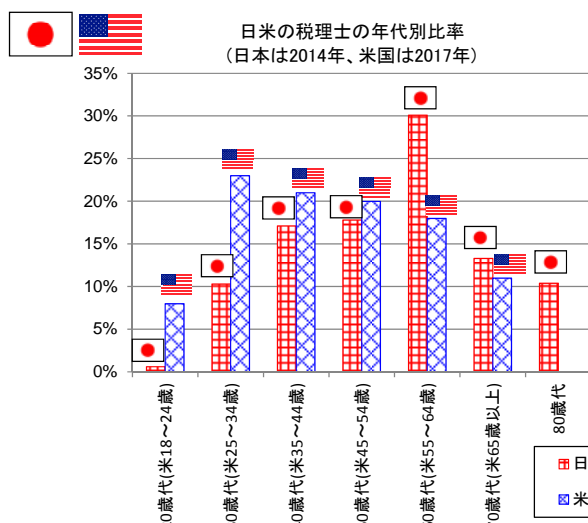
日本の税理士と米国税理士/EA とでは受験のチャンスや合格率で格段の差がある(日米公認会計士比較は後述※3参照)。ただ、公認会計士・弁護士と試験免除者であれば、試験が(全部もしくは一部)免除されて税理士になる事が可能でもある(国税庁「試験科目の免除について」～URLは後述[参考ホームページ③参照])。公認会計士・弁護士は税理士資格自動付与だが、公認会計士は2017年4月以後、税法の研修を義務付けられている(前述)。**試験免除者は大学院修士または博士や公務員/国税従事者(*国税庁に23年勤めると税理士資格を付与など)は試験が(全部もしくは一部)免除される。税理士の内訳を見ると、試験合格者 45.15%、公認会計士 12.45%、弁護士 0.82%、そして、試験免除者 36.15%**(2018年3月31日現在、日本税理士会連合会～URLは後述[参考ホームページ③参照])。**試験合格者が半分に満たない。さらに、最新1年で見た新規税理士登録で税理士の内訳を見ると、試験合格者 28.64%、公認会計士 19.14%、弁護士 1.72%、そして、試験免除者 50.42%**となる(2017年4月～2018年3月、日本税理士会連合会～URLは後述[参考ホームページ③参照])。試験合格者が3割を切り、試験免除者が過半数となる。

米国の税理士開業者数は44歳以下が半分以上で54歳以下が7割以上(男性56%・女性44%)! 日本では60歳以上が半分以上で50歳以上が7割以上(男性86%・女性14%)!!

税理士試験で試験免除者が過半数となる中、大学院修士または博士の試験免除者は若い可能性が高いが、公務員/国税従事者の試験免除者は「国税庁に23年勤める」などと経験年数が求められる為に若くはない。「**国税庁の職員が退職後に次々と税理士事務所を開設していったこともある。ほとんどがセカンドライフでのんびりと確定申告のお手伝いをしている人達である。**」(2012年3月14日付ダイヤモンド・オンライン～URLは後述[参考ホームページ④参照])、「**60～80歳代が51.6%と過半数を占める。増加の要因は、国税庁OBで税理士になる人が多いこと。国税庁退職後に税理士事務所を開いて独立するケースも目立つという。**」(2013年4月16日付週刊エコミスト～URLは後述[参考ホームページ①参照])とされている。

この様に、税理士の高齢化がかなり進んでいる。**日本税理士会連合会の調査では、2014年1月1日時点で既に60歳以上が半分以上、50歳以上が7割以上**となっている(日本税理士会連合会～URLは後述[参考ホームページ④参照])。

ちなみに、**米国の税理士/Enrolled Agents/EAの年齢はEAの任意加入団体である全米税理士協会/National Association of Enrolled Agents/NAEA(加入EAは1万人超)では、2017年で44歳以下が半分以上、54歳以下が7割以上**となっている(全米税理士協会～URLは後述[参考ホームページ④参照])。



(出所: 日本は日本税理士会連合会、米国は全米税理士協会/National Association of Enrolled Agents/NAEAの資料を参考に三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

(出所: 日本は日本税理士会連合会、米国は全米税理士協会/National Association of Enrolled Agents/NAEAの資料を参考に三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

米国の税理士開業者数は5.4万人で日本は5.7万人! 米国では無資格者が7万人!!

米国の税理士であるEA数はEAの任意加入団体である全米税理士協会/National Association of Enrolled Agents/NAEA(加入EAは約1万人)によると、**開業EA/practicing enrolled agentsは約53700人**と言う(NAEA「What is an Enrolled Agent?」~URLは後述[参考ホームページ⑮参照]。ただ、**税法上の無資格者も税務業務をしており、米国には約7万人の「確定申告代行者/税務申告書作成者/tax preparers」**がいる(2017年10月19日付CNNMoney~URLは後述[参考ホームページ⑮参照])。

一方で、日本税理士会連合会及び国税庁によると、**日本の税理士数は、開業税理士が56996人(登録者数は77725人)**と言う(2018年3月末現在~URLは後述[参考ホームページ⑮参照])。

開業税理士の数で、米国約5.4万人に対し日本は約5.7万人と日米ほぼ同じとなる。日米人口比(日本1.3億人、米国3.3億人)からすれば日本は米国よりかなり多い。しかし米国の確定申告代行者約7万人がいて、冒頭で述べた通り、弁護士やCPAなどもある(日本も公認会計士や弁護士は登録すれば税務を出来る)。

そう、日本に税理士は多い。それもあり「**税理士の数がここまで増加した背景には、国税庁の職員が退職後に次々と税理士事務所を開設していったこともある。**」(「供給過多で過当競争 税理士・戦国時代の幕開け」(2012年3月14日付ダイヤモンド・オンライン「供給過多で過当競争税理士・戦国時代の幕開け」~URLは後述[参考ホームページ⑭参照])、「**税理士業界も、取り巻く環境は厳しさを増している。…(略)…。年代別構成比をみると、60~80歳代が51.6%と過半数を占める。増加の要因は、国税庁OBで税理士になる人が多いこと。国税庁退職後に税理士事務所を開いて独立するケースも目立つという。税理士の収入源は、顧問先の中堅・中小企業からの毎月の顧問料、決算時に受け取る決算料、税務調査の際の立ち合い料が三本柱。だが、主要顧客であるその中小企業は縮小傾向にある。…(略)…。税理士の数は増えているのに顧問先企業は減り、そのうえ顧問料も下落している。競争が激化するのも当然だ。『自動的に入る顧問料に頼るだけでは生き残れなくなるかもしれない』(都内の税理士)と危機感を持つ税理士は多い。『難関国家資格』の上位に位置する資格であることに変わりはない。だが、いずれも昔ほどは『食えない』職業になっているのは、紛れもない事実だ。**」(2013年4月16日付週刊エコミスト~URLは後述[参考ホームページ⑩参照])と言われてきた。

冒頭で述べた通り、米国ではファイナンシャル・アドバイザーが個人客等に提供するサービス、アドバイスの価値として、タックス・マネジメント/tax management/税務業務が大きい。日本では、有償無償問わず、税務業務は税理士しか出来ない。一方、税理士の主要顧客は「中小企業」(「供給過多で過当競争 税理士・戦国時代の幕開け」(2012年3月14日付ダイヤモンド・オンライン～URLは後述[参考ホームページ⑭参照])で、先述通り、税理士の高齢化もかなり進んでいる。米国の様な金融商品を中心とした個人向けファイナンシャル・アドバイスに向かう事は難しそうにも見える。

その中、中小企業向けではあるものの、「保険代理店の税理士」が節税保険「法人定期保険」で保険業界のブームに寄与している事は限定的ではあるものの、その兆しにも見える(後述※5参照)。その保険代理店の中で、独立系ファイナンシャル・アドバイザー/IFAへの関心が高まっているとも言う。「保険代理店で保険商品を扱っている営業担当者が投信など販売する目的で証券外務員資格を取得し、IFAビジネスに乗り出すこともある。この他、税理士が顧問先企業へのサービスの一環として、経営者の資産運用をサポートするために投信などを仲介する場合もある。」(2018年3月12日付ファンド情報～URLは後述[参考ホームページ⑮参照])と言う事もあると言う。

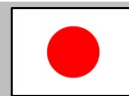
こうして「保険代理店の税理士」が「金融商品仲介業の税理士」になり、「投資顧問業の税理士」となって、個人向けに展開していけば米国のファイナンシャル・アドバイザーに近付くとは思われる。だが、その場合も、日本の保険代理店の報酬にどこまで近付けるかの課題もある(2018年6月4日付日本版ISAの道 その224～URLは後述[参考ホームページ⑮参照])。「保険代理店の報酬は、契約したら契約期間中ずっと入ってきます。税理士も商売ですので、収益の柱が多いほうがいいに決まっています。」(後述※5参照)と言われているものだ。尚、米国のファイナンシャル・アドバイザーで現在、最も拡大、期待されているRIA/Registered Investment Advisers/投資顧問業者のFA、「投資顧問業の税理士」になる事も期待されるのだが、この場合、日本では税理士の課題と共に投資運用業の課題もある(後述※6参照)。

以上だが、ここは、証券会社・銀行・金融商品仲介業(IFA)が、金融庁・国税庁、保険業界、そして、税理士・会計士と前向きな議論をし、協働も期待される。例えば、日本のファイナンシャル・アドバイザーは、もっと税理士(や会計士・弁護士)と連携し、中小企業向けをも含めたファイナンシャル・アドバイスに力を入れる事も検討したい。

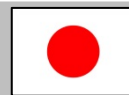
米国でもファイナンシャル・アドバイザーの顧客獲得において大きいものとして、「既存顧客の紹介/Client referrals、影響力のある人の紹介/COI(Centers Of Influence) Referrals、顧客参加イベント/Client Events」を挙げているが(FPA「Drivers of Business Growth」～URLは後述[参考ホームページ⑮参照])、2番目の「COI」は公認会計士/CPAと弁護士/Attorneysが2トップであり、制度の違う日本では、ここに税理士が加わるのが自然であろう。

協働が困難であれば、タックス・マネジメントについては一般的な税法の解説や講演にとどめ、タックス・マネジメント以外の価値を高めるしかないだろう。例えば、「投資行動コーチング(Behavioral coaching)」、「貯蓄及び取崩しガイダンス(Savings and withdrawal guidance)」である。こうして新しい価値を見出す事が出来、米国のファイナンシャル・アドバイザーに一歩近付く事となろう(2018年11月26日付日本版ISAの道 その247～URLは後述[参考ホームページ⑮参照])。

※1: 日本の税理士法…2017年度税理士試験で61.3%の占有率を誇る大原学園によると、「税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナー/FPが、個別具体的な税務相談に応じることは、たとえ無償の行為であっても税理士法に抵触する。一般的な税法の解説をすることは、具体的な納税義務に係わる税務相談に応じたことにはならない。したがって、国税庁のホームページの『確定申告書等作成コーナー』を開いて友人に一般事例の入力方法を解説することは、税理士法に抵触しない。『税制改正の概要』というタイトルで講演することは、税理士業務に該当せず、税理士法に違反しない。」(https://www.o-hara.ac.jp/best/financ/pdf/txt_2kyu_gakka.pdf)。



※2: 日本の金商法と税理士法…「投資信託の販売員向け研修の講師として全国の地方銀行を回ると、銀行員の税金に対する苦手意識の強さを痛感することがある。若手行員はもちろん、ベテラン行員からも『税金だけは苦手』という声が漏れる。投信に関連する税制は複雑なので敬遠したくなるのも理解できるが、顧客にしてみれば、身近な銀行員に相談したいはずだ。では、銀行員が勉強すればよいという声が聞こえそうだが、それほど単純な話ではない。金融機関は顧客に対し、税金の説明をどこまですべきか。あるいは、してよいのかが不明確だからだ。原因は**金融商品取引法と税理士法の2つの法律が矛盾する形で存在しているからだ。投信販売などに関係する金商法は『金融商品に関する租税の概要を説明しなければならない』としている。一方、税務相談の範囲などを規定する税理士法では、『税理士または税理士法人』以外の者が具体的な税務相談に応じることを禁止している。『税制を説明しろ』という法律と『説明するな』という法律が併存しており、銀行員が税務相談に応じられる知識を身に付けても、法律に抵触しないように最小限の説明にとどめることが多い。従来、投信税制では分配金などの配当所得であれ、値上がり益などの譲渡所得であれ、損益通算や繰越控除などの適用を受けるケースを除けば、顧客に申告不要の特定口座を利用してもらうことで『所得税の確定申告をする必要はありません』程度の説明で済まされてきた感がある。だが、税制改正の細かな内容に触れない従来型の対応では今後、顧客の利益を損なうこともある。…(具体例は省略) …。顧客本位の業務運営を徹底する動きが広がり、『顧客の最善の利益の追求』が求められる中、税制を説明する金融機関の姿勢がどれだけ踏み込んだものになるか。今後の対応が注目される。」(2017年12月11日付ファンド情報でアーティスト総研コンサルティング部長・税理士の大石雅規氏「『顧客本位』へ、踏み込んだ投信税制の説明を」～ <http://www.artis-sl.co.jp/index.html>、https://www.r-i.co.jp/pension/products/fund/backNumber.html?year=2017#htmlContentId_430938)。**



※3: 日米公認会計士比較…米国の公認会計士/Certified Public Accountants/CPAの試験だが、EAとは違い、ビジネス関連で一定単位以上や居住地等の受験資格がある。科目合格制(18カ月有効)で全4科目。年4回でコンピュータ形式試験。日本の公認会計士同様、税理士登録すれば税理業務を行えるが、CPAを登録している州でのみ(*弁護士も州登録)。仮に全米レベルで税務業務をするのなら、連邦政府資格であるEAが必要。ただ、CPA試験にはEA試験の一部があるので、準備は必要であるものの、EA合格は容易となっている。2011年より日本での受験も可能となり、英語で受験となる(プロメトリック「米国公認管理会計士:試験会場検索・予約状況確認」～ <http://pf.prometric-jp.com/testlist/ima/reserve.html>)。それでも「1年～2年程度で全4科目合格を目指せます。」(資格の学校TAC「資格情報/米国公認会計士(U.S.CPA)」～ https://www.tac-school.co.jp/kouza_uscpa.html)である。合格率/Pass Ratesは「平均48%」(米プロメトリック/Prometric社～ <http://www.prometric.com/SEE/default.htm>)とEAの「平均69%」よりは低い(難しそうだが、下記に示す日本よりは高い(優しそうだ)。一方、日本では、公認会計士(*税理士登録すれば税理業務を行える)は合格まで「2年間で20%、3年間で50%、4年以上が25%程度」(東京CPA会計学院～ <https://cpa-net.jp/cpa-14-04-256-3.html>)である。受験資格は無いが、原則、試験が一括合格制で全4科目・年2回の短答式試験と全5科目。年1回の論文式試験(一部で2年有効の科目合格制の可能性あり)。明らかに、米国のCPAよりも難しい事がわかる。必要勉強時間の目安と合格率が日本の公認会計士が「3000時間、10%」に対し、米国のCPAは「1500時間で35%」となっている(東京CPA会計学院「資格難易度ランキング!勉強時間&合格率から考察する!」～ <https://cpa-net.jp/cpa-15-03-161-3.html>)。



※4: 米国で無資格者を税務業務に使う税務サービス会社が投信より早く無料化戦略…米国では、規制の無い無登録、無資格の確定申告代行者/unregulated tax preparers がいる。彼らは「税務申告書作成者/tax return preparers」、「ノン・タックス・プロフェッショナル/non-professional」とも言われている。こうした無資格者を雇っている税務サービス会社/tax-preparation firm 最大手の米 H&R ブロック/H&R Block は「タックス・プロフェッショナル/tax professionals」と呼んでいる。税務サービス会社にはその他、2位のジャクソン・ヒューイト/Jackson Hewitt Tax Service がいる。こうした税務サービス会社は毎年1月から4月までの税務申告時期/タックス・シーズン/tax season になると、この時期にのみ活動する兼業者を雇い、ビジネスをする。



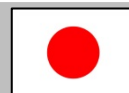
この無資格者による税務業務については、税務サービス会社も気にしている。H&R ブロックは2016年1月に全米約1万(グローバルには1.2万)の営業所(直営及びフランチャイズ制)の中の350近くを「ブロック・アドバイザー・オフィス/Block Advisor offices」と呼び、「ブロック・アドバイザー/Block Advisors」を置くなどしている。このブロック・アドバイザーの約半分は「マスター・タックス・アドバイザー/Master Tax Advisor」と呼ばれており、CPA や EA、H&R ブロックが認定する最高レベル資格の保有者である。

一方、税務サービス会社もまたネットの洗礼を受けている。多くのソフトやオンライン税務ツールが無料で行える様になり、H&R ブロックもまた2011年1月から確定申告業務の取り扱いを無料で提供する様にした。当時、H&R ブロックは「『無料』という言葉には、きわめて強力な宣伝効果がある。」と言い、無料に釣られて営業所に来た顧客に実際は、より複雑な確定申告の必要がある事を知らせ、有料サービスを利用させる事を狙ったと言う(2011年1月21日付 Bloomberg「At H&R Block, 1040EZ Is Free-」~ <https://www.bloomberg.com/news/articles/2011-01-20/at-h-and-r-block-1040ez-is-free>)。現在も H&R ブロックは無料で提供しているが、営業所に来る必要はなく、「Free Online Tax Filing」と言う無料サービスを使うと、「Free \$0, Deluxe \$49.99, Premium \$69.99, Self Employed(自営業) \$94.99」と出て来て(<https://www.hrblock.com/online-tax-filing/free-online-tax-filing/>)、有料サービスに誘導される様になっている。

以上を見ていると、2018年8月に米フィデリティ・インベスメンツがノーロードで経費率ゼロ/zero-expense・インデックス・ファンドを設定し、利用可能とした事を思い出す。フリーミアム/Freemium(フリー/free/無料とプレミアム/premium/割増を合わせた造語)、「フリー<無料>からお金を生み出す新戦略」投信版であるが、それより前に、「フリー<無料>からお金を生み出す新戦略」税金版があったと言う事である。

2018年9月3日付日本版ISAの道 その235「米国で投信のコミッションやフィーの値下げ戦争が勃発! ノーロードで経費率ゼロのミューチュアルファンドも誕生!!~「フリー<無料>からお金を生み出す新戦略」投信版のホワイトペーパー~」(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_180903.pdf)を参照の事。

※5: 日本の税理士と保険…「昨年4月、最大手の日本生命保険が『プラチナフェニックス』の愛称で、支払った保険料を全額損金として算入でき、法人税の大きな軽減効果が期待できる商品を投入すると、全国の中小企業オーナーが飛び付くようにして契約。それを見た同業他社が負けじと解約返戻金の料率を引き上げ、より節税効果の高い商品を相次いで投入することで、競争が一気に過熱していった。」(2018年11月3日付週刊ダイヤモンド『節税保険』バトル白熱、金融庁が保険業界を攻めあぐる理由)~ <https://diamond.jp/articles/-/183460?page=3>)、「法人定期保険。主に中小企業の経営者が入る死亡保険だ。保険料は年間数百万円と高額で、経営者が死亡すれば数億円の保険金が支払われる。毎年の保険料は全額経費扱いになって節税になり、途中解約すると支払い済みの保険料の多くが『返戻金』として戻ってくる。戻ったタイミングで役員退職金や設備投資資金に使えば、返戻金にも課税されない形になる。…(略)…。市場規模は数千億円以上に膨らんだとされ、**保険代理店の税理士は『生保最大の主導で節税保険の再ブームが来た』。利益の半分を保険料に充てる企業もあり、この税理士は『さすがに入りすぎでは』と驚いたという。**」(2018年11月14日付朝日新聞朝刊『節税保険』再ブーム過熱 日生の『発明』、国税庁は想定外)~



<https://www.asahi.com/articles/DA3S13767437.html>)と言われる。

保険代理店の税理士と言うが、日本では税理士法人は「税理士業務と関係のない、例えば不動産貸付業や保険代理店業務等を行うことができません。」(国税庁「税理士法人について」～

<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/kentoukai/04.htm>)である。だが、「税理士法人の業務の範囲として、例えば、保険代理店業務や不動産貸付業を行うことは認められるのですか。」と問う事に対し、国税庁は「個人の税理士が税理士資格によらずに行い得る、例えば保険代理店業務や不動産貸付業といった業務については、税理士法人が行うことは認められません。」と答えている(国税庁「税理士法人について」～

<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/kentoukai/04.htm>)。つまり、「税理士法人の場合、税理士法人が主体となって代理店業務を行うことはできません。税理士業務以外の業務を行うことは税理士法により認められていないからです。そこで税理士法人とは別の法人を設立し、生命(損害)保険の代理店として税理士が関与しているお客様に保険の勧誘を行うこともあるようです。」(税理士法人栗山会計事務所～ <http://www.kuriyamakaikai.com/category/1941450.html>)となる、

それがどの程度なのかが問題だが、「税理士として開業登録をすると、保険会社から保険代理店として登録するように案内が来ます。…(略)…。税理士は会社の財務内容を把握しています。また、財務内容だけではなく、社長の家族構成やプライベートなこと等も知っていることが多いのです。そのため、保険の外交員より保険を提案しやすい状況にあります。会社にとってどれぐらいの保障が必要か、社長の家族に対してはどれぐらいの保障が必要か、また、その会社の従業員に対する退職金の資金はどれぐらい必要か、などなど。会社や社長に踏み込んだ立場であるため、保険を提案させるのに適任ということです。言うまでもなく、代理店報酬が入ってきます。保険代理店の報酬は、契約したら契約期間中ずっと入ってきます。税理士も商売ですので、収益の柱が多いほうがいいに決まっています。税理士の中には税務ではなく保険代理店業務が本業なのではないか?というぐらい代理店業務をこなしている方もおられます。…(略)…。」(たつだ会計事務所「税理士が保険の代理店登録をすること」～ <https://tatsuda-blog.net/2016/11/22/insurance-agent/>)と言われている。

保険代理店報酬だが、保険の種類などで大きく違うと思われるが、「通常の代理店手数料は、保険に入った人が支払う保険料の40%だが、キャンペーン期間中はさらに50%の手数料が上乘せされる。…(略)…。」(2014年6月28日付週刊現代「スcoop 内部資料入手!発表します『損する保険』が分かりました」～ <https://gendai.ismedia.jp/articles/-/39687>)などと言われている。

※6: 日本の投資運用業と米国のRIA…米国のRIA/Registered Investment Advisers/投資顧問業者は日本の「投資運用業」に近い。ただ日本の「投資運用業」には最低資本金5000万円以上などがあり、一般個人や中小企業には参入が極めて困難だ。日本の「投資助言・代理業」であれば最低資本金要件は無く営業保証金500万円の供託義務(有価証券も可)程度で参入は容易である。だが、投資判断は客自身が行う為、投資運用における機動性は無くなる。一方、米国のRIAはブローカー・ディーラーと違い厳しいフィデューシャリー・デューティーは課されるものの、資本要件等は無く一般個人や中小企業の参入は容易である。さらに、米国のRIAはチャールズ・シュワブやフィデリティ、TDアメリトレードなど、RIAカストディアンが整備されており、より参入が容易となっている。日本でも2014年6月10日に「資産形成支援のあり方を考える勉強会」(楽天証券など参加、金融庁がオブザーバー参加)が「個人資産形成の拡大に向けての提言」として「個人向けアドバイザー制度の創設(上限付個人・小規模投資運用業の解禁)」を進める動きはあった。



さらなる詳細は月刊「投資信託事情」～1958年創刊の国内で最も長い歴史を持つ投資信託専門誌～2018年6月号<Strategic Vistas>「米国のフィデューシャリー・デューティーが二転三転! SECルール(共和党) vs DOLルール(民主党!! 日本の金融庁が参考とするDOLルールと、その後継、SECルールを理解!!!」

(https://www.ibbotson.co.jp/wp-content/uploads/2018/06/1806投資信託事情_Strategic-Vistas_SECルールvsDOLルール.pdf 、 https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_180521.pdf)を参照の事。

以上

[参考ホームページ]

- ①2018年11月26日付日本版ISAの道 その247「アドバイザーの価値の『見える化』～米国で今、ラップ口座/SMAを含む投資顧問業務をしているアドバイザーの最もホットなテーマ～」…「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_181126.pdf」。
- ②2018年9月18日付日本版ISAの道 その237「日本のラップ口座/SMAが8兆円と大幅増! 米国のラップ口座/SMAを含むマネージドアカウントは655兆円、UMAが規模も大きく伸びも高く101兆円、5年で4.4倍(フィーは年1.5～2.5%)!!」…「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_180918_1.pdf」。
- ③国税庁「非税理士により行うことが禁止される税理士業務」…「<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/ihan/qa02.htm#a2-1>」、東京税理士会「米国におけるEA制度の実態」…「http://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax_accoutant_international/usa/4/ea1.html」。
- ④米財務省通牒230号/Treasury Department Circular No. 230のセクション10.3/§10.3…「<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/pcir230.pdf>」。
- ⑤2013年12月3日付日経ビジネスオンライン「会計士に税理士業務は出来ないのか」に掲載された当時の日本公認会計士協会副会長山田治彦氏の発言…「<https://business.nikkeibp.co.jp/article/interview/20131202/256550/>」、2014年3月13日付CPA会計学院「公認会計士の仕事・業務内容(税務業務編)～税務業務とは何か?税理士も兼ねる公認会計士のメリット～」…「<https://cpa-net.jp/cpa-14-03-1-3.html>」。
- ⑥2017年12月23日付Bloomberg「Wealthy Americans Are Already Trying to Exploit the New Tax Law」…「<https://www.bloomberg.com/news/articles/2017-12-22/wealthy-americans-are-already-trying-to-exploit-the-new-tax-law>」。
- ⑦2018年10月29日付日本版ISAの道 その243「米国でアドバイザー・フィーが値下げへ! 残高手数料かりテイナー・フィーか? 顧客の話を聞きリレーション向上!!～ニューパラダイム・マネジャーの道～」…「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_181029.pdf」。
- ⑧2017年10月19日付CNNMoney「Trump's tax plan isn't as big of a threat to H&R Block as he says」…「<https://money.cnn.com/2017/10/19/pf/taxes/trump-tax-plan-and-tax-preparers/index.html>」。
- ⑨全米税理士協会/National Association of Enrolled Agents/NAEA…「<https://www.naea.org/>」。
- ⑩2013年1月19日付Reuters「U.S. court strikes down IRS tax preparer regulations」…「<https://www.reuters.com/article/us-usa-tax-return-preparer/u-s-court-strikes-down-irs-tax-preparer-regulations-idUSBRE90100P20130119>」、2014年7月18日付Forbes「The IRS Suffers A Major Setback In Its Ability To Regulate Attorneys And CPAs」…「<https://www.forbes.com/sites/jamiehopkins/2014/07/18/the-irs-suffers-a-major-setback-in-its-ability-to-regulate-attorneys-and-cpas/#300b37a9beaf>」。
- ⑪2013年4月16日付週刊エコノミスト「食えない税理士・会計士」…「<https://www.weekly-economist.com/2013/04/19/特集-食えない税理士-会計士-2013年4月16日特大号/>」、国税庁…「<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishishiken/shikenkekka2017/01.htm>」、IRS「Enrolled Agent Program」…「<https://www.irs.gov/tax-professionals/enrolled-agents>」。
- ⑫米プロメトリック社/Prometric LLCのWebサイトにアクセス…「<https://www.prometric.com/en-us/clients/SEE/Pages/landing.aspx>」、プロメトリック社…「http://www.prometric-jp.com/service/testdelivery_prometric-testcenter.html」、米プロメトリック/Prometric社「プロメトリック試験センター」…「<https://www.prometric.com/en-us/clients/SEE/Pages/landing.aspx>」(試験概要は「https://www.prometric.com/en-us/clients/SEE/Documents/IRS_SEE_CIB.pdf」、もしくは全米税理士協会/National Association of Enrolled Agents/NAEAの「<https://www.naea.org/educating-america/enrolled-agent-ea-examination>」、日本のプロメトリック試験センター/プロメトリック株式会社/Prometric Japan Co., Limited…「<http://www.prometric-jp.com/>」、「<http://www.prometric-jp.com/corporate/index.html>」、米プロメトリック/Prometric社の合格率/Pass Rates…「<http://www.prometric.com/SEE/default.htm>」、IRS「<https://www.irs.gov/tax-professionals/enrolled-actuaries/enrolled-agent-information-for-former-irs-employees>」。
- ⑬国税庁…「<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishishiken/zeirishi.htm>」、国税庁…「<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishishiken/shikenkekka2017/01.htm>」、

国税庁「試験科目の免除について」…「<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishishiken/qa/qa06.htm>」、日本税理士会連合会…「<http://www.nichizeiren.or.jp/>」、日本税理士会連合会…「<http://www.nichizeiren.or.jp/>」、2017年10月19日付CNNMoney「Trump's tax plan isn't as big of a threat to H&R Block as he says」…「<https://money.cnn.com/2017/10/19/pf/taxes/trump-tax-plan-and-tax-preparers/index.html>」、日本税理士会連合会「税理士登録者数」…「<http://www.nichizeiren.or.jp/cpta/about/enrollment/>」、国税庁…「<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/rengokai/rengou.htm>」。

⑭2012年3月14日付ダイヤモンド・オンライン「供給過多で過当競争税理士・戦国時代の幕開け」…「<https://diamond.jp/articles/-/16574?page=3>」、日本税理士会連合会…「<http://www.nichizeiren.or.jp/>」、全米税理士協会…「<https://www.naea.org/>」。

⑮全米税理士協会/National Association of Enrolled Agents/NAEAの開業EA…「<https://www.naea.org/educating-america/what-enrolled-agent>」、2017年10月19日付CNNMoney「Trump's tax plan isn't as big of a threat to H&R Block as he says」…「<https://money.cnn.com/2017/10/19/pf/taxes/trump-tax-plan-and-tax-preparers/index.html>」、日本税理士会連合会「税理士登録者数」…「<http://www.nichizeiren.or.jp/cpta/about/enrollment/>」、国税庁…「<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/rengokai/rengou.htm>」、2018年3月12日付ファンド情報「[IFA ビジネスの可能性]販売から提案・サービスにシフト F ラップや保険見直しに注力、DC 導入も」…「https://www.r-ico.jp/pension/products/fund/backNumber.html?year=2018#htmlContentId_438688」、2018年6月4日付日本版ISAの道 その224「投信手数料の日米比較～販売手数料は日本が単純平均2.79%・最多3.00%で米国が単純平均4.73%・最多5.75%、エクスペンスレシオ(経費率)は純資産100億円未満では日米でほぼ同じ～」…「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_180604.pdf」、FPA「Drivers of Business Growth」…「https://www.onefpa.org/business-success/ResearchandPracticeInstitute/Documents/FPA_RPI_quarterly%20report_R5.pdf」、2018年11月26日付日本版ISAの道 その247「アドバイザーの価値の『見える化』～米国で今、ラップ口座/SMAを含む投資顧問業務をしているアドバイザーの最もホットなテーマ～」…「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_181126.pdf」。

三菱UFJ国際投信【投信調査コラム】日本版ISAの道 バックナンバー…「<https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html>」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。